

入管庁警第220号  
令和元年12月12日

入 国 者 収 容 所 長 殿  
地方出入国在留管理局長 殿  
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部警備課長 岡本 章  
(公印省略)

仮放免許可に際しての身元保証人となるべき者の適性審査の実施及び適切な保証金額の決定について（通知）

仮放免における身元保証人及び保証金をめぐっては、仮放免後、身元保証人が被仮放免者と全く連絡を取っていない事案が散見されるとともに、保証金額として、逃亡等の防止の観点から十分とはいえない額が定められている事案も少なからずみられ、現に逃亡する被仮放免者が多数存在するなど、仮放免制度の運用上憂慮すべき事態が生じています。

については、被仮放免者の逃亡等をより効果的に防止するため、今後当面の間、身元保証人及び保証金について、別添の「仮放免許可に際しての身元保証人となるべき者の適性審査及び保証金額の決定に当たっての考え方」のとおり取り扱うこととされたく通知するので、本信到着後、遺漏なく実施願います。

添付物

仮放免許可に際しての身元保証人となるべき者の適性審査及び  
保証金額の決定に当たっての考え方

1部

仮放免許可に際しての身元保証人となるべき者の適性審査及び保証金額の決定に当たっての考え方

1 身元保証人となるべき者の慎重な適性審査に当たっての考え方

[Redacted text]

2 保証金額の決定に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

所長等が、出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により行う保証金額の決定に当たっては、

[Redacted text] 被収容者の逃亡等を防止する上で適切な金額を基本としつつ、具体的な保証金額を決定するものとする。

(2) 保証金額を減額する方向で考慮すべき事項

[Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 保証金額を増額する方向で考慮すべき事項

[Redacted text block]

3 上記1, 2の考え方によらない場合

[Redacted text block]

4 その他

施行から6か月後をめどに検証を行い、必要に応じて見直すこととする。